

しつかり保管しておきたい5つの必要書類

契約書や検査済証など きちんと保管できていますか？

皆さんは賃貸借契約書や建物の検査済証など、賃貸経営に関する書類を保管していますか？ そう聞かれて、ハッとされた方もいらっしゃるのではないかでしょうか。これらの書類は、実はさまざまな場面で重要なことがあります。今回は、その重要性をお伝えします。

大規模修繕、管理会社変更等 竣工図面や契約書が必要に

①竣工図面 大規模修繕や水漏れの対応など、建物を修繕する際に必要です。また、募集の際の図面作成においても、竣工図面が必要になります。竣工図面がない場合や建築図面しかない場合、改めて図面を作成する必要があります。

②確認済証・③検査済証 確認済証は建築確認、検査済証は竣工検査に合格するともらえる証書です。特に検査済証は法律に適合した建物であることを証明する証書で、検査済証の有無は物件売却時や融資の際、物件価

値に大きく影響します。また、用途変更時にも支障が出ます。

どちらも紛失の場合は「記載事項証明書」で代用できます。

④賃貸借契約書類 賃貸借契約の書類には左記表の通り、4種

類あります。これらには様々な約束事が記載されています。例

えば、退去時の清掃費用をどちらが負担するかとか、ペット不可など、入居に際した細かいルールも。書類がないと、責任の所在が解らずトラブルになりかねません。

⑤建物保険証

建物保険証は火災等の災害発生時に必要です。近年ではゲリラ豪雨などの自然災害も多く、様々なリスクに備えています。

この機会に、改めて各書類の有無を確認してみてください。

えるためにも、今一度、補償内容をご確認ください。紛失しても再発行が可能ですが、重要な書類ですから、ぜひ手元に保管しておきましょう。

普段は使うことのない書類ですが、実は様々なところで必要な書類。しつかり保管することはもちろん、次世代に引き継ぐことを考え、誰がどこに保管しているのか明確にしておくことも大切です。また、紙の書類は経年劣化で見づらくなってしまいます。早い段階でデータ化することをおススメします。

次世代への引き継ぎも考慮 必要な書類はしつかり保管

普段は使うことのない書類ですが、実は様々なところで必要な書類。しつかり保管することもちろん、次世代に引き継ぐことを考え、誰がどこに保管しているのか明確にしておくことも大切です。また、紙の書類は経年劣化で見づらくなってしまいます。早い段階でデータ化することをおススメします。

この機会に、改めて各書類の有無を確認してみてください。

ICHIMAN TOPICS

■市萬は24周年を迎えました！

去る9月28日は当社の創立記念日。お陰様で当社は創立24周年を迎えることができました。これもひとえに、お客様、お取引の皆様、そして、社員やその家族のご支援、ご協力があったからにはほかなりません。心より御礼申し上げます。今後とも社員一丸となって不動産問題の解決に取り組んで参ります。引き続き、変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



■ただいま、書籍執筆中

これまで不動産経営に関する書籍を3冊出版した西島が、4冊目の本を執筆中です。今回の本のテーマは「建物長期活用」。今、不動産環境はスクラップ&ビルトから建物長期活用にシフトしています。賃貸経営を成功させるための建物長期活用について、これまでの経験を活かしたノウハウや事例を紹介する予定です。12月出版予定。ご期待ください！

